

令和2年度
南国市教育委員会事務点検・評価

報告書

令和3年9月
南国市教育委員会

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）の一部が平成 19 年 6 月に改正され、平成 20 年度から全ての教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。

これまで南国市教育委員会では、こうした趣旨を踏まえ、教育委員会による点検・評価を行い、公表を行ってきましたが、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用については、実施していませんでした。

そこで、本年度より「南国市教育委員会事務点検・評価実施要綱」を定め、教育に関し学識経験を有する者で構成する「事務点検・評価委員」による点検・評価を実施することとしました。

このたび教育委員会が行いました事務の管理及び執行の状況に係る自己点検について、「事務点検・評価委員」による点検・評価を実施していただき、「報告書」としてまとめましたので、議会や市民の皆様にご公表いたします。

南国市教育委員会

教育長 竹内 信人

○令和2年度南国市教育委員会事務点検・評価委員

	氏名	所属	役職
1	長岡 幹泰	高知大学教職大学院	特任教授
2	田村 由香	高知学園大学 高知学園短期大学 幼児保育学科	准教授
3	竹中 利文	株式会社 土佐力舎	代表取締役社長

【点検・評価の基本的な在り方について】

- ・教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するとともに、その目的・目標に照らしながら当該施策の特性に応じた観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。
- ・教育委員会は、前項に規定する点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

【事務点検・評価委員について】

- ・事務点検・評価委員は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 教育委員会の事務の点検及び評価の方法に関すること。
 - (2) 教育委員会の所管部署が実施した事務の点検及び評価に関すること。
 - (3) その他教育委員会が事務の点検及び評価に関し必要と認めること。

【報告書の作成及び公表について】

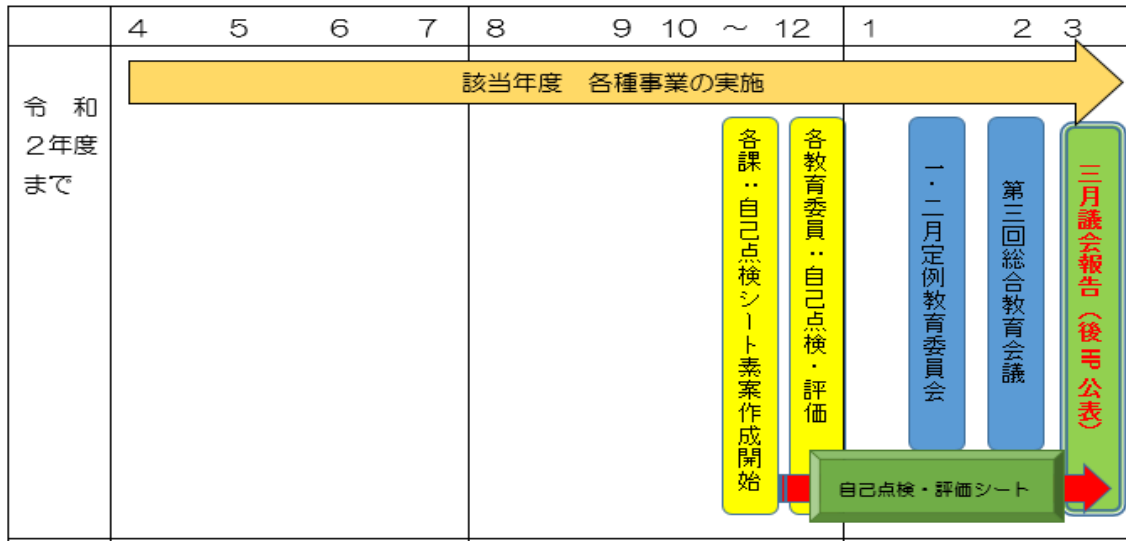
- ・教育委員会は、事務の点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成し、議会へ提出するとともに市民へ公表するものとする。
- ・教育委員会は公表した報告書について市民から意見があった場合は、施策又は事務の点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

【点検・評価の改善の検討について】

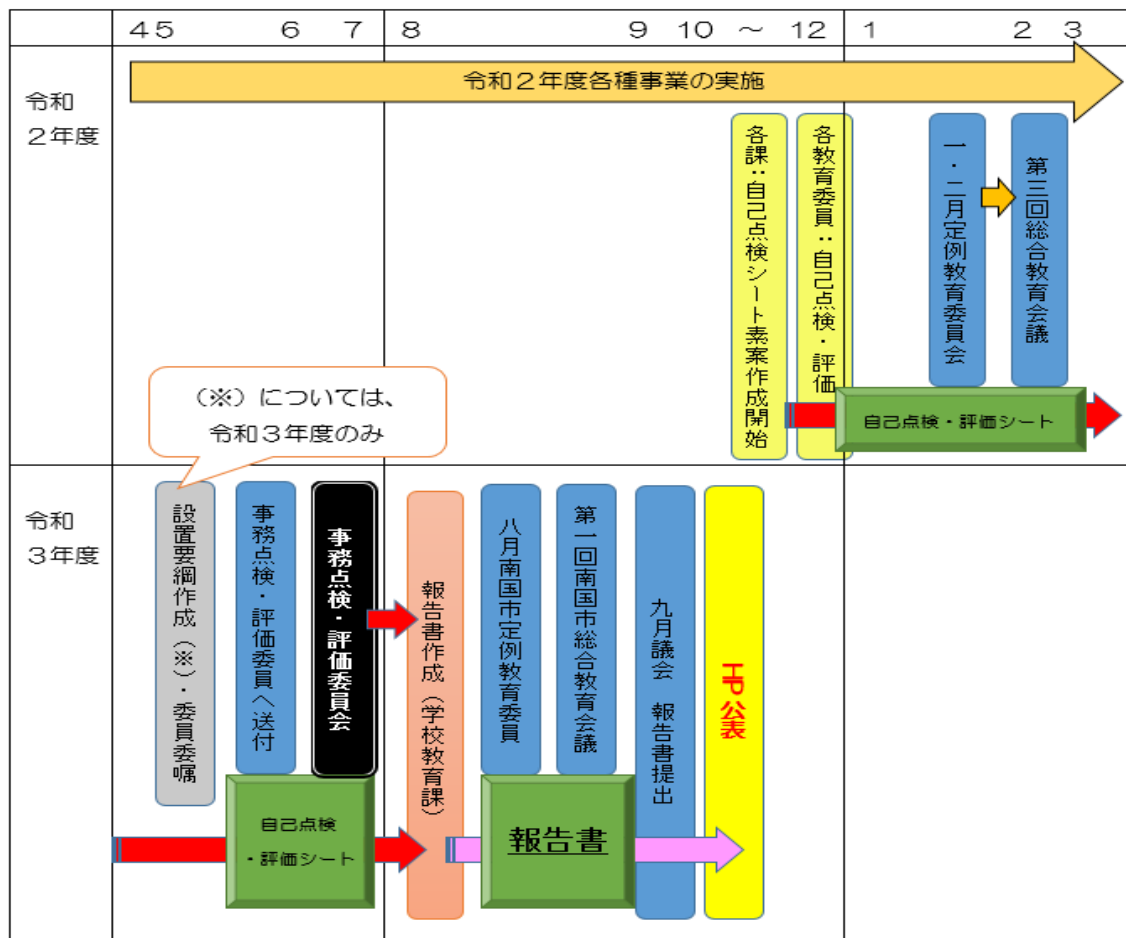
- ・教育委員会は、毎年度、事務の点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、本市の行政評価の動向も参考にしながら、その改善について検討を行う。

【点検・評価の流れについて】

○令和元年度分まで：当該年度末の議会への提出及びHPの公表としていた。



○令和2年度分：南国市教育委員会事務点検・評価委員を委嘱し、「事務点検・評価委員」の評価を受け、報告書を作成する。



○令和3年度分以降：翌年6月議会に提出及び公表とする。

【事務点検・評価委員による評価について】

<全体について：評価の在り方について>

(1) 「実現度」や「成果度」の尺度について

- ・関連する事業を見比べた時、「重要度」は同じだが「成果度」が異なっているものがある。また、よく取り組んでいると評価できるものに対して、自己評価が低いと感じられるものがある。「重要度」だけでなく「実現度」も含めて、客観的な『評価指標』が必要である。

(2) 重要度について

- ・「重要度」とは何か。挙げている事業等全て「重要」ではないか。それならば、「重要度」が、左から1・2番目というのは、当初の設定自体どうなのか。「自己点検・評価シート」自体、評価の仕方を変えなければならぬのではないか。

(3) 中項目について

- ・教育振興基本計画に載っているものもあれば、そうではないものもある。教育振興基本計画の期間（今回は、令和2～4年度）の柱に照らして、取り組みたい大項目、中項目を設定することが必要である。教育振興基本計画にこの3年間で重点的に取り組むことが何かを明文化する必要がある。

(4) 評価内容について

- ・評価事業がいくつかあるが、その中で各学校が県教委の指定等受けての、各学校が取り組んだ、各校の自己評価が記載されている。事務局として、各学校の自己評価とともに、1年間の中での市教委のバックアップがどうだったかの評価をするべきである。

<学校教育課の取組について>

【②学力の向上等を図る保育・教育の充実】

該当事業 保幼小連絡協議会・南国市幼児教育研究会

保幼小連携について、以前より南国市幼児教育研究会の取組で「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を意識した幼児教育の研究」を行ってきていると思うが、具体的にどのような取組をされているのか。また、南国市には平成26年1月に作成した「南国市保幼小連携プログラム」があるのでその活用は勿論のこと、周知度を高めていく必要がある。そこで、「南国市保幼小連携プログラム」（平成26年1月）の周知及び活用を継続・発展させていただきたい。また、南国市幼児教育研究会自体の取組の向上とともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を意識した幼児教育の研究」を意識し、『アプローチカリキュラム』や『スタートカリキュラム』の取組のさらなる推進やその中でさらなる検討も行き、就学前だけでなく小学校の先生方とともに、より良いものを作り上げていってほしい。

【②学力の向上等を図る保育・教育の充実】

該当事業 一人一台パソコンを活用した「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善事業、ICT支援員の配置

GIGA スクール構想に係る「一人1台端末の活用」について、家庭の状況によっては、ネット環境や端末の整備等整っていないことも少なくない。個人差も出てきていると思うが、学校という「みんなが同じ条件で、同じ体験ができる」という環境が整ったことは素晴らしい。教育に与える影響として、新たな可能性を感じる。しかし、それと同時に、デメリットも多くの方が共有しなければならない。ネット環境で知ったことが、あたかも実体験で知り得た知識等と勘違いすることがないように。また、ネット社会を生きるうえで大きなリスクと隣り合わせで生きている。ネットから子どもを守る必要がある。そのためには、端末や授業支援ソフトを活用し、「主体的・対話的で深い学びのある授業」を追究していかなければならないが、それと同時に道徳教育や日々の学校生活等の中で人を大切にすることを、今まで以上に意識して取り組んでいかなければならない。また、端末やネットの使い方について、児童生徒自ら考えて作り上げる『ネット宣言』の取組も必要ではないだろうか。

【④健康で豊かな生活を拓く保育・教育の充実】

該当事業 食育推進事業

食育は極めて大切で、学力や体力等全てのことに繋がっていく。人間が人として生きていくうえでいかに大切か。食育として、全国的にも有名な南国市であるため、取組を継続・発展させるとともに、発信もしていく必要がある。市教委として、学校が十分に「食育」に関わり切れないということを課題にして、今までやってきた歴史も大切にしながら、取組を進めていただきたい。

<生涯学習課の取組について>

【①地域全体で学校教育を支援する体制づくりの推進】

該当事業 地域学校協働本部事業

地域学校協働本部事業は、中学校4校も実施したことにより、南国市の全中学校で設置が完了しているのであれば、県の目標の2年も前に達成したということで、非常によくやっていると思う。さらに、公民館活動では三世代交流や講演会等、コロナ禍でも感染予防に留意しながら活発に行っている。しかし、「成果度」を見るとそうでもない。実態とそれに対する評価のギャップがどこにあるのか、表現を変える等、検討する必要がある。

【②地域住民が主体的に学び楽しむ生涯学習の推進】

該当事業 高齢者教室事業

高齢者教室の重要度が一つ下であり、成果として出ていないのはコロナウイルス感染症予防があるので仕方がないが、「重要度」は変わらないと思う。

○南国市教育委員会事務点検・評価実施要綱

令和3年6月15日
南国市教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、南国市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検・評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するとともに、その目的・目標に照らしながら当該施策の特性に応じた観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

(事務点検・評価委員)

第3条 教育委員会は、前条第2項の規定に基づき、南国市教育委員会事務点検・評価委員（以下「事務点検・評価委員」という。）を置く。

2 事務点検・評価委員は3名以内とし、教育委員会が委嘱する。

3 事務点検・評価委員は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 教育委員会の事務の点検及び評価の方法に関すること。

(2) 教育委員会の所管部署が実施した事務の点検及び評価に関すること。

(3) その他教育委員会が事務の点検及び評価に関し必要と認めること。

4 事務点検・評価委員の任期は、2年とする。ただし、補充の事務点検・評価委員は、前任者の残任期間とする。

(報償費及び費用弁償)

第4条 事務点検・評価委員の報償費は、1日13,000円とする。

2 事務点検・評価委員の費用弁償は、南国市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和55年南国市条例第19号）の規定により支給する。

(報告書の作成及び公表)

第5条 教育委員会は、事務の点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成し、議会へ提出するとともに市民へ公表するものとする。

2 教育委員会は公表した報告書について市民から意見があった場合は、施策又は事務の点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

(点検・評価の改善の検討)

第6条 教育委員会は、毎年度、事務の点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、本市の行政評価の動向も参考にしながら、その改善について検討を行う。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

【参照】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

おわりに

本年度「事務点検・評価委員」の皆様より、それぞれの専門分野やこれまでのご経験を生かし多数の意見や提言をいただいたことは、これからの本市における「事務点検・評価」の在り方等だけでなく、本市の教育行政の推進においても貴重なご示唆をいただいたものと存じます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、各事業においてコロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期、さらには規模の縮小等余儀なくされることも少なくありませんでした。一日も早い収束を願うばかりです。

このたび点検・評価の過程を通じ、課題となりました点につきましては、幼稚園・学校・家庭・地域との連携を密にし、生涯学習の視点に立ち、保育・教育・文化の環境整備・充実に今後も努めてまいります。

最後になりますが、本報告書の作成にあたり貴重な助言をいただきました事務点検・評価委員の皆様には深く感謝申し上げます。

令和2年度南国市教育委員会
事務点検・評価報告書



発行年月日 令和3年9月
発行 南国市教育委員会
編集 南国市教育委員会事務局
学校教育課・生涯学習課
〒783-8501 南国市大桶甲 2301
電話番号 (088) 880-6568 (直通)

